

令和4年度第4回府中市交通安全対策審議会会議録

- 日時 令和4年10月3日（月）午後3時から午後4時
- 会場 府中市役所北庁舎3階 第3会議室
- 出席者 委員 奥村委員、高津委員、清水委員、竹内委員、増山委員、堀木委員、西田委員、増渕委員、川辺委員、荒井委員、戸塚委員、渡辺委員、寺田委員、宮澤委員、須永委員、栗原委員、志水委員、小林委員、古賀委員、神子委員、以上20名
事務局 新藤生活環境部長、古田地域安全対策課長、宮坂地域安全対策課安全係長、磯部地域安全対策課主査、(株)エイテック（本多、木下、尾崎、三澤）、以上8名
- 欠席者 委員 林委員（北多摩南部建設事務所 照井氏代理出席）、露木委員、松本委員、以上3名

■傍聴者 1名

■次第

1 議題

- (1) 府中市交通安全計画の素案について
- (2) その他

■配付資料

- 資料1 府中市交通安全計画（素案） ※事前送付
資料2 交通事故の減少理由

【事務局】

皆さま、本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

ただいまより、令和4年度第4回府中市交通安全対策審議会を開催いたしますが、その前に事務局から報告がございます。

会長が体調不良により欠席する旨の連絡がご家族からございました。つきましては、府中市交通安全対策審議会条例第6条、第4項に基づき、

副会長に職務を代理していただくことになりまことを、ご報告いたします。

【副会長】

ただいま、事務局から報告がありましたとおり、私の方で会長の職務を代理させていただきますので、ご了承ください。

ただいまより、令和4年度第4回府中市交通安全対策審議会を開催いたします。

それでは、早速ですが、本日の出席状況及び配布資料について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】

(委員の出席状況確認)

(配付資料確認)

本日、傍聴希望者が1名いらっしゃいます。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、傍聴者に入場していただきます。

(傍聴者入場)

【副会長】

それでは、議事に入りますので、よろしく申し上げます。

次第1 議題にうつりまして、(1) 府中市交通安全計画(素案)について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、府中市交通安全計画の素案をご覧ください。

前回の審議会では、府中市交通安全計画の骨子についてご確認いただきました。

今回は、前回ご確認いただいた骨子をもとに、具体的に取り組むべき施策を素案としてまとめております。

施策の内容につきましては、東京都の交通安全計画をベースとして、

関係機関へ照会を行い、府中市内で行われている取組や、今後実施する見込みのある取組について回答をいただき、内容を反映しております。

なお、説明に入る前に、お送りした素案に訂正がございますので、お配りしております正誤表と素案を照らし合わせながらご覧ください。

正誤表番号1、番号5、について合わせてご説明いたします。目次をご覧ください。

目次2 ページ目、第6章 計画の推進につきまして、(4) としまして、取組評価の検証を追加させていただきます。具体的な内容につきましては、正誤表の5番目及び、65 ページ、第6章をご覧ください。

計画の推進として、(1) 行政機関、(2) 事業者、交通関係団体、ボランティア等、(3) 市民と、推進体制については記載しておりましたが、策定した計画についての評価をどのように行うかの記載がございませんでしたので、正誤表にありますとおり(4) 取組評価の検証として、「毎年開催する府中市交通安全対策審議会において、計画の進捗状況を報告し、評価、検証することで、次年度の施策展開にいかします。」という記載を追加いたします。

続きまして、正誤表番号2と、素案の4ページをご覧ください。

表2-1のタイトルが、「計画の位置づけ、上位計画」となっておりますが、正しくは「近年の道路交通法等の改正内容について」となります。

続きまして、正誤表番号3と、素案の39ページをご覧ください。

「表5-1 講じようとする施策一覧」の左上の項目で、「講じようとする施策」の左隣に「重点すべき視点」と記載がございますが、正しくは「重視すべき視点」となります。

続きまして、正誤表番号4と、素案の57ページをご覧ください。

中段より少し下に、4) 自転車対策についての記載がございますが、冒頭の一文「自転車が安全に通行できる環境を確保するため、普通自転車専用通行帯の整備、歩道上における自転車の通行部分の指定等を実施します。」こちらを削除いたします。

理由としましては、今後、電動キックボードに関するルール整備が進んでいくことにより、自転車に関する規制について見直される可能性があることから、記載を削除し、次の文章との整合を計ります。

以上5点につきまして、訂正させていただきます。また、次回素案をお示しするまでに、内容の変更はございませんが、若干、体裁を整える

予定がございますので、あらかじめご了承ください。

続きまして、素案についてご説明いたしますが、時間の都合もがございますので、計画の構成を中心にご説明いたします。

目次をご覧ください。

計画の全体の構成については、骨子に沿って作成しており、第1章はじめに、第2章 道路交通事故の現状、第3章 府中市交通安全計画の目標、第4章 重視すべき視点、第5章 講じようとする施策、第6章 計画の推進となっております。

第1章から、第3章までは、これまでの審議会でご審議いただいた、計画の趣旨、位置づけや、府中市の道路交通事故の現状、そしてこれらを踏まえた計画の目標について、これまでに提示いたしました資料を用いてまとめております。

目次の第4章は、第3章までの府中市の交通事故の現状等を踏まえて、重視すべき視点について、骨子でお示ししたとおり「子どもの交通安全確保」、「高齢者の交通安全確保」等、7つを重視すべき視点として設定しております。

続きまして、第4章及び第5章につきましては、時間の関係上、すべてを詳細にご説明することはできませんが、項目を絞ってご説明いたします。恐れ入りますが、32ページをご覧ください。

第4章、重視すべき視点の(1)「子どもの交通安全確保」についてです。下に記載している表4-1 主な施策(子どもの交通安全確保)をご覧ください。こちらは、「子どもの交通安全確保」のために取り組む主な施策をまとめたものです。表の中にある項目は、39ページに掲載している第5章「講じようとする施策」の中から、「子どもの交通安全確保」に関する部分をピックアップしたものです。表の見方として、例えば、主な施策として左の列にあります、1 交通安全意識の啓発があります。次に、真ん中の列を見ていただきますと、(1)段階的・体系的な交通安全教育の推進」、(2)地域における交通安全意識の高揚」、(3)「交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化」の3つの項目があり、さらに右側の列をみていただくと、1)学校等における交通安全教育といった、具体的な施策と掲載ページを記載しております。

それでは、今お示しいたしました、1)学校等における交通安全教育に関して、40ページをご覧ください。なお、重点に当てはまる施策につきましては、施策のタイトル右側に赤く「重点①子ども」と記載して

おります。

詳細な説明は割愛させていただきますが、学校等における交通安全教育としては、ア 保育所等における交通安全教育、イ 小学校における交通安全教育、41ページに移りまして、ウ 中学校における交通安全教育、エ 参加・体験型交通安全教育の充実の4つに分けて具体的な施策を記載しております。

恐れ入りますが、33ページをご覧ください。重視すべき視点(2)「高齢者の交通安全確保」についてです。表4-2をご覧ください。高齢者の交通安全確保に関する具体的な施策の一例として、1 交通安全意識の啓発、(1) 段階的・体系的な交通安全教育の推進、2) 高齢者に対する交通安全教育がございます。

恐れ入りますが、42ページをご覧ください。ここでは、「高齢者に対する交通安全教育」として、ア シニアクラブ等における交通安全教育、イ 普及啓発活動の推進、ウ 参加・体験型交通安全教育等の充実、エ 高齢者支援施策等の推進の4つに分けて記載しております。

恐れ入りますが、34ページをご覧ください。重視すべき視点(3)「社会人の交通安全確保」についてです。表4-3をご覧ください。「社会人の交通安全確保」に関する具体的な施策の一例として、1 交通安全意識の啓発、(1) 段階的・体系的な交通安全教育の推進、3) 運転者に対する交通安全教育がございます。

恐れ入りますが、43ページをご覧ください。ここでは、「運転者に対する交通安全教育」として、企業内における運転者教育、免許取得後の交通安全教育の充実等について、記載をしております。

恐れ入りますが、35ページをご覧ください。重視すべき視点(4)「歩行者の安全対策の推進」についてです。表4-4をご覧ください。「歩行者の安全対策の推進」に関する具体的な施策の一例として、1 交通安全意識の啓発、(1) 段階的・体系的な交通安全教育の推進、4) 横断歩行者の安全確保に関する教育がございます。

恐れ入りますが、43ページをご覧ください。ここでは、横断歩行者の安全確保に関する教育として、横断歩道における歩行者優先や、横断時の注意点についての周知等について、記載をしております。

恐れ入りますが、36ページをご覧ください。重視すべき視点(5)「自転車の安全利用の推進」についてです。表4-5をご覧ください。「自転車の安全利用の推進」に関する具体的な施策の一例として、1 交通

安全意識の啓発、（３）交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化、
４）自転車利用者のルール、マナー向上のための啓発活動の推進がござ
います。

恐れ入りますが、４９ページをご覧ください。ここでは、自転車利用
者のルール、マナー向上のための啓発活動の推進として、ア 小学生・
高齢者自転車競技大会、５０ページに進みまして、イ 多摩川かぜのみ
ちマナーアップキャンペーンの２つについて記載しております。

恐れ入りますが、３７ページをご覧ください。重視すべき視点（６）
「市道・幹線道路付近での交通安全確保」についてです。表４-６をご覧
ください。「市道・幹線道路付近での交通安全確保」に関する具体的な
施策の一例として、２ 道路交通環境の整備 （１）安全安心な生活道
路の構築、２）生活道路及び通学路等における交通事故防止対策の推進
がござります。

恐れ入りますが、５２ページをご覧ください。ここでは、生活道路及
び通学路等における交通事故防止対策の推進として、ア 生活道路にお
ける交通事故防止対策の推進、５３ページに進みましてイ 通学路等
における交通事故防止対策の推進の２つについて記載しております。

恐れ入りますが、３８ページをご覧ください。重視すべき視点の（７）
「飲酒運転の根絶」についてです。表４-７をご覧ください。「飲酒運転
の根絶」に関する具体的な施策の一例として、３ 道路交通秩序の維持、
（１）指導取り締まりの強化、１）交通事故防止に資する交通指導取り
締まりの推進がござります。

恐れ入りますが、６０ページをご覧ください。ここでは、「交通事故
防止に資する交通指導取り締まりの推進」として、飲酒運転も含めた指
導取り締まりの強化について記載しております。

以上、第４章及び第５章について、項目を絞って、計画の構成を中心
にご説明いたしました。

第６章の説明にうつります。６５ページをご覧ください。

先ほど、正誤表にて追加を行う旨をご説明させていただきましたが、
第６章では、策定した計画について、行政機関、事業者、交通関係団体、
ボランティア、市民、それぞれの役割について記載しているほか、計画
をどのように進め、評価していくのかについて、追加して記載します。
また、策定後は、本審議会で進行状況をご報告させていただく予定です。
説明が長くなりましたが、素案についての説明は以上です。

【副会長】

今の事務局からの説明に対して、何かご質問はございませんか。

(挙手あり)

はい、どうぞ。

【委員】

今までずっと欠席していたものですから、既に議論があったのかも
しれないですが、自転車のことについて伺いたいと思います。

道路交通法ですとか、東京都の条例等で子ども達の自転車のヘルメ
ット着用努力義務っていうのがあったと思うのですが、そのスタンス
は計画の中でどのように読み取ればいいのかを教えていただければと
思います。

【事務局】

この計画の中では、具体的にヘルメット着用の努力義務に関しての
記載はしていませんが、自転車の交通ルール、マナーに関しては市
の方としてもかなり課題であると考えております。計画に書いてない
からやらないということではなく、例えば警察とか東京都等からヘル
メット着用の推進について依頼や指導するようにといった話をいただ
く事もありますので、市の方でも各種キャンペーンやイベント、交通
安全運動等で呼びかけをしていくことは考えていますが、計画の方
には具体的に書いていないといったところです。

【委員】

とても難しい問題と思っているのですが、問われたときにどうい
うスタンスか言えた方が良くと思います。

【副会長】

ありがとうございました。他に何かご意見は。

(挙手あり)

はいどうぞ。

【委員】

55ページの「2）防護柵の整備」について、現在、植栽や植え込み等があって防護柵代わりにしているようなところが市内にあります。比較的歩道が広いところであれば交通に支障は無いが、歩道が狭く植栽が植え込みの範囲内から飛び出していて、歩行者や自転車の通行を阻害していると市民の方から意見をいただくことがあります。防護柵について市内で、どのような方向性があるのかを確認したいです。

「3）その他の交通安全施設等の整備」という項目にカラー舗装等の設置とあり、視覚的に注意を促すということですが、先日の市議会の中でも自転車が勢い良く飛び出してくるため、それをハンブのようなもので速度を抑えることができるのかという質問がありました。視覚的に注意を促すカラー舗装というのを行っていくと、速度低減につながり、ハンブよりも安全性が保たれると思われれます。その点について検討等が、もしあれば教えていただきたいです。

【事務局】

防護柵の設置に伴って、歩道に植栽や植え込みがあり、その幅が歩行者や自転車の通行を妨げているというご質問でよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、具体的にそういった箇所があれば、ぜひご連絡をいただきたいと思います。その中で道路管理者や、市の道路課に連絡をして対応をしていきたいと思っております。

カラー舗装の検討ですが、委員から意見がありました通り、塗装することによりドライバーの意識が高まるといった効果があると思っております。また、職員が市内各所を巡回する中で市民の方から、歩行者と車の接触が懸念される等のご意見をいただいた場合、または、市の方で現場確認した上で、何らかの対策が必要と判断した場合に最善の対策をとっているという現状であります。その中でカラー舗装が必要であればそのような検討をしています。

【委員】

防護柵については、実際に植え込みとは別に防護柵を設置するのかという確認です。

カラー舗装について、自動車の速度低減ということでは理解しましたが、最初の質問では自転車に対しては、一時停止をすれば良い話ではありますが、お子さんの送り迎え等でスピードを出している自転車がいるという懸念をされている市民の方の声もお聞きしたので、その点について改めて教えていただきたいです。

【事務局】

防護柵をつける計画ということですが、こちらに関しては管轄外のため、確認いたします。

自転車を対象としたカラー舗装については、道路舗装だけではなく、看板の設置等で、自転車利用者に危険を促すといった対処をしておりますので、総合的に判断したうえで対処していきたいと思っております。

【副会長】

ありがとうございました。他に何かご意見は。

(挙手あり)

はいどうぞ。

【委員】

委員の方からお話があったことですが、市議会の方でも街路樹が歩道の方にはみ出して、通行を妨げてしまっていると、多くの議員が主張しています。

54ページの「ウ 市道の整備」のところに適正な維持管理に努めると記載されていますが、ここに街路樹の適切な剪定を含めたとか、美観だけではなくて安全性も考慮して、剪定等をこまめにやっていくということをはっきりと明記していただきたいです。

【事務局】

今、委員からいただきました意見については関係課と協議の上、検討してまいりたいと思います。

【副会長】

ありがとうございました。他に何かご意見は。

(挙手あり)

はいどうぞ。

【委員】

44ページの「5) 自転車利用者に対する交通安全教育」のところで、「交通ルールを守らない自転車利用者に対する～」とあるのですが、以前も他の委員から話がありましたようにお子さんを乗せている電動自転車利用者が、信号無視や一時停止をしないことが非常に危険で、そういった自転車が歩行者のところに突っ込んでくるようなこともあります。

子ども達だけではなくて、そういった方々にも啓発できるようなキャンペーンや指導等の施策を取っていただきたいと思います。我々が注意しても、「チッ」と言われて終わってしまうのでお願いしたいと思います。

50ページの「4) 自転車利用者のルール、マナー向上のための啓発活動の推進」の中の「イ 多摩川かぜのみちマナーアップキャンペーン」について、大変苦勞されてやっていると思います。

多摩川かぜのみちというのは、上下線で歩行者と自転車が分かれているのですが、歩行者から、その区分けが非常に危ないということをずっと言われています。その辺の考え方を今回で無くても良いので、聞かせていただきたいです。

キャンペーン等をする前に根本的な見直しが必要ではないかと考えておりますので、安全対策の一つとして考えていただきたいです。回答は結構です。

【副会長】

ありがとうございました。他に何かご意見は。

(挙手あり)

はいどうぞ。

【委員】

4ページと53ページになるのですが、令和元年度に東京都が歩行中の園児の死傷事故を受けてキッズゾーンを創設して、市区町村への設置を推進ということが書かれています。53ページのところではゾーン30プラスのことが書かれています。

こうしたキッズゾーンやゾーン30プラスは府中市内には無いと思うのですが、ゾーン30プラスやゾーン30等を、ここではこういった形で活かしていきますと記載されていますが、具体的に市として整備を進めていくことを考えられているのかをお聞きしたいです。

58ページの「2)自転車駐車場の整備」では、「自転車の利便性の向上のため～」と記載されているが、市民の方から、最近、自転車自体がかなり大きくなって駐輪場が、すごく使いづらくなっているという意見もあるので、改修等も含めて検討していることがあるのかどうかその点についてお伺いしたいです。

【事務局】

ゾーン30プラス等を整備する計画があるかといった質問だと思います。現時点で府中市内にゾーン30は6箇所ございますが、ゾーン30プラスはゾーン30の速度規制に加えて、物理的に速度を出せないような対策を行うことが必要になります。現時点で具体的な計画は無いですが、ゾーン30を実施したところ走行速度が下がったというようなデータもありますので、さらに物理的な対策行うことができれば、交通安全の観点からは有効なものだと思っています。ただ、それには、市だけでなく、道路管理者や交通管理者の警察等、様々な方の協力が必要になりますので、そこはよく協議しながら検討していきたいと考えています。

【事務局】

自転車駐車場の整備の考え方につきまして、現時点で自転車駐車場の改修の計画はございません。ただ、委員からのお話にもありました通り、経年劣化等が見られる状態であり、そういった中で、今後必要な改修を行っていきたいと思っておりますが、現時点で具体的な計画はありません。

また、自転車が進化をしてきて、電動アシスト等で車体が大きくなってきている、この部分につきましても従来からある自転車駐車場への駐輪については課題があります。

直近ですと、平成 27 年に府中駅南自転車駐車場を整備致しましたが、こちらには思いやりゾーンとあって、幅等のある程度考慮した上で駐車場整備をしました。

今後、利用状況等を注視しながら、市として出来る範囲の中で対応ができればと思っています。

【委員】

ゾーン 30 について、様々な関係者がいるので難しいと思いますが、実際、効果が出ているということで、丁寧にやっていただき、追加でやれるところがあれば、お願いしたいと思います。

キッズゾーンについては府中市内には無いと思っているのですが、それで間違いないですか。「2)自転車駐車場の整備」については、もう少し追加で記載できるのであれば、先ほどのお話のような内容を追加することを、ご検討いただければと思います。

【事務局】

今いただいた意見については検討させていただきます。

【副会長】

ありがとうございました。他に何かご意見は。

(挙手あり)

はいどうぞ。

【委員】

キッズゾーンについて、補足させていただきます。保育園等のお散歩コース等が、キッズゾーンになります。警視庁のホームページにキッズゾーンの指定箇所が掲載されていますが、8月現在では港区のみとなっています。

【副会長】

ありがとうございました。他に何かご意見は。

(挙手あり)

はいどうぞ。

【委員】

32ページの「(1) 子どもの交通安全確保」について、道路整備等で、今後、通学路が変わってしまうというようなことに対して不安を抱いている保護者の方が多くいらっしゃいます。

学校側でも通学路の点検等を実施していくと思うのですが、市と学校が一緒になって、点検、対策等を進めていく考えや計画等はありませんでしょうか。

【事務局】

毎年、市の方で、通学路点検を実施しています。具体的には、市の地域安全対策課、学校施設課、道路課、と警察、学校の先生が集まってやっています。昨年に関しては八街の事故がありましたので、全校一斉にやりましたが、例年は毎年7校ずつ実施をしています。

計画の方ですと、具体的に通学路点検をやるといったことは記載していませんが、53ページの「参考：ゾーン30プラス」の下のところに通学路における交通安全確保に、合同点検の実施といった文言を記載しています。通学路点検については引き続き行っていきたいと考えています。

【副会長】

ありがとうございました。他に何かご意見は。

(挙手あり)

はいどうぞ。

【委員】

40ページと41ページの文言について、40ページの「イ 小学校における交通安全教育」の下から6行目に、ホームルーム等の時間と

ありますが、小学校では学級活動とっていますので、学級活動とした方が適切かと思います。

41ページに、スケアード・ストレイトについて記載されていますが、私の理解ではスケアード・ストレイトとは、スタントマンが模擬的にやって、子ども達が疑似的な恐怖体験をするということだと思いますが、果たしてそれを参加体験型と言っていいのかというのが気になるところです。子ども達は見るということですので、参加というのが適切な表現なのかは、気になっているので、もし可能であればご検討いただきたいです。

【事務局】

ホームルームについて、この部分を含めて、関係課に確認をさせていただいたつもりでしたが、ご指摘いただいたので、もう一度確認させていただきます。

スケアード・ストレイトの部分ですが、こちらにつきましては東京都の交通安全計画の表現を、そのまま引っ張ってきています。東京都の方でも、スケアード・ストレイトについて、参加体験型と捉えていると認識したので、そのまま表現を使わせていただいています。

【委員】

そういったことであれば、表現をもう一度、確認していただいた方がいいと思います。参加体験型というのは、子ども達が参加するのが、一般的な使い方だと思いますので、確認していただければと思います。

【副会長】

ありがとうございました。他に何かご意見は。

(挙手あり)

はいどうぞ。

【委員】

先ほど委員の方からありました防護柵についてですが、令和元年に滋賀県内の交差点で起きた、車同士の衝突事故に、園児が巻き込まれ

て亡くなるという事故が起きました。その事故を受けて、東京都の交差点、約1,500箇所について、危険箇所がないか緊急点検を行い、緑のパイプ柵から、車の衝突に耐えうる防護柵に順次変更しています。府中市内におきましても、昨年度から順次、計画的に進めています。

【副会長】

ありがとうございました。他に何かご意見は。

(挙手あり)

はいどうぞ。

【委員】

54ページの「(2) 道路の整備による交通安全対策の推進」について、7つの重点項目のうち「⑥市道・幹線道路」のみとなっておりますが、本文中に「細街路に入り込む通過交通を排除し歩行者や自転車利用者の事故を減少させるため幹線道路の整備を進めます。～幅広い歩道を整備し、歩行者及び自転車の一層の安全確保を進めます。」と記載されており、他の重点項目にも関わるのかなという印象を受けたので、重点項目の整理をお願いしたいです。

【事務局】

冒頭に申しあげた、「体裁を整える」にはそういった部分も含まれております。皆様からのご意見踏まえ、検討しながら修正していきたいと思っております。

【副会長】

ほかには何か、ご意見はございますでしょうか。

(挙手なし)

はい、ありがとうございます。今の事務局の説明が終わりました。よろしければ、議題(2) その他に移ります。

【事務局】

前回の審議会でご質問をいただいた点について、補足させていただき

ればと思います。

資料2をご覧ください。前回の審議会で、交通事故が大きく減少してきた要因についてご質問いただきましたが、事務局で改めて要因を調査し、資料にまとめております。

府中市の交通事故発生状況、府中市の交通量、全国の先進運転支援装置の導入状況の大きく3つの項目を記載しております。その詳細につきましては、表の左側から順に、市内の交通事故件数及び変化率、交通事故死傷者数及び変化率、市内27か所の交通量の合計、先進運転支援装置の各種導入状況を記載しております。表の左側には吹きだしで、主な道路交通法の改正についても記載しております。また、2ページ目には交通事故死傷者数の推移を府中市と全国、都との比較、3ページには死傷者数の具体的な数値による比較を記載しております。

資料2、1ページにお戻りください。

表で青く色づけをしている府中市の交通事故発生状況件数をご覧ください。事故件数についてはこれまでもお示ししておりますが、変化率については、平成24年を100%とすると、令和3年は半分以下の41%まで減少しています。右隣の死傷者につきましても同様に、39%まで減少しております。

表でピンクに色付けをしている交通量をご覧ください。こちらの数値は、市が隔年で調査をしております市内における平日と休日の交通量、31地点のうち、平成24年からの年度比較が可能な27地点の合計を、記載しております。平成24年を100%とすると、令和2年には、平日は6%減少し94%、休日は7%減少し、93%となっていることから、交通量の減少により、交通事故も減少していると考えられます。

表の右側、グレーに色付けしている先進運転支援装置の導入状況をご覧ください。こちらは、その年の乗用車の生産台数に対する、先進運転支援装置が搭載された車の割合になります。衝突被害軽減ブレーキについては、平成24年では、わずか4%だったものが、令和3年には97%、ペダル踏み間違い急発進抑制装置については同様に、2%だったものが、93%にまで増えており、このことに加え、資料左側に吹き出しで記載をさせていただいた、道交法等の改正による影響も要因としては考えられます。

これらの複合的な要因により、交通事故が大きく減少したものととらえております。以上でございます。

【副会長】

はい、ありがとうございました。今の事務局からの説明に対しまして、何かご質問はございませんでしょうか。

(挙手なし)

事務局から他に何かございますでしょうか。

【事務局】

次回の開催日につきまして、改めてお知らせいたします。
次回第5回は10月18日(火)の開催を予定しており、場所も本日より同じ会議室となります。次回までの日程が近いことから、先日前送りました通知では次回の分も含めてお知らせしております。新たに通知はお出しませんが、ご出席のほど、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

【副会長】

その他、みなさまのほうから何かありますか。

よろしいでしょうか。それでは、以上で令和4年度第4回交通安全対策審議会を終了いたします。ありがとうございました。

(閉会)